

静岡県人事委員会は、管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1320

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-661）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象職員)</p> <p>第2条 給与条例第18条の2第1項（静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、教職員給与条例第19条の2第1項（任期付職員条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第18条の2第1項（任期付職員条例第5条第4項及び任期付研究員条例第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（<u>週休日等（給与条例第18条の2第1項、教職員給与条例第19条の2第1項及び警察職員給与条例第18条の2第1項に規定する週休日等という。以下同じ。）に勤務した場合に限る。</u>）</p> <p>(3) 任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（<u>週休日等に勤務した場合に限る。</u>）</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p>	<p>(支給対象職員)</p> <p>第2条 給与条例第18条の2第1項（静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>）、教職員給与条例第19条の2第1項（任期付職員条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>）及び警察職員給与条例第18条の2第1項（任期付職員条例第5条第4項及び任期付研究員条例第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>）（<u>以下「給与条例第18条の2第1項等」という。</u>）の人事委員会規則で定める職員は次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(3) 任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p>

第3条 給与条例第18条の2第3項第1号、教職員給与条例第19条の2第3項第1号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（人事委員会が別に定める場合にあつては当該区分、給与条例第8条、教職員給与条例第9条又は警察職員給与条例第9条の規定に基づき特に人事委員会の承認を得た場合にあつては当該区分。以下「管理職手当の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ク （略）

(2) 前条第1号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。） 当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ク （略）

(3) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に掲げる額

第3条 給与条例第18条の2第3項、教職員給与条例第19条の2第3項及び警察職員給与条例第18条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、給与条例第18条の2第1項等の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第4条 給与条例第18条の2第3項第1号、教職員給与条例第19条の2第3項第1号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（人事委員会が別に定める場合にあつては当該区分、給与条例第8条、教職員給与条例第9条又は警察職員給与条例第9条の規定に基づき特に人事委員会の承認を得た場合にあつては当該区分。以下「管理職手当の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ク （略）

(2) 第2条第1号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。） 当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ク （略）

(3) 第2条第2号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は同条第4項（育児休業条例第17条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 12,000円

イ～エ （略）

(4) 前条第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項（育児休業条例第16条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 12,000円

イ～エ （略）

2 給与条例第18条の2第3項第1号、教職員給与条例第19条の2第3項第1号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第4条 給与条例第18条の2第3項第2号、教職員給与条例第19条の2第3項第2号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額と

み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第4項の規定による給料月額 12,000円

イ～エ （略）

(4) 第2条第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第5項（育児休業条例第16条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第5項の規定による給料月額 12,000円

イ～エ （略）

2 給与条例第18条の2第3項第2号、教職員給与条例第19条の2第3項第2号ア及び警察職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とす

する。

(1)・(2) (略)

2 給与条例第18条の2第1項、教職員給与条例第19条の2第1項及び警察職員給与条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて給与条例第18条の2第2項、教職員給与条例第19条の2第2項及び警察職員給与条例第18条の2第2項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

る。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第2号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第4項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

(4) 第2条第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第5項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第5項の規定による給料月額 6,000円

イ 4号給及び5号給 5,000円

ウ 2号給及び3号給 4,000円

エ 1号給 3,000円

第5条 次に掲げる場合には、給与条例第18条の2第2項、教職員給与条例第19条の2第2項及び警察職員給与条例第18条の2第2項(以下「給与条例第18条の2第2項等」という。)の規定による管理職員特別勤務手当を支

<p>(勤務実績簿)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>給しない。この場合において、職員がした給与条例第18条の2第2項等の勤務は、給与条例第18条の2第1項等の勤務とみなす。</p> <p>(1) <u>給与条例第18条の2第1項等の勤務をした後、引き続いて給与条例第18条の2第2項等の勤務をした場合</u></p> <p>(2) <u>給与条例第18条の2第2項等の勤務をした後、引き続いて給与条例第18条の2第1項等の勤務をした場合</u></p> <p>(勤務実績簿)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「別記様式 (第5条関係)」を「別記様式 (第6条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。